

【協議事項1】

地域内フィーダー系統の認定申請について

<協議いただく内容>

国庫補助金の交付を受けて地域内フィーダー系統※の運行を確保・維持しようとするときは、本会議の議論を経て策定された地域公共交通計画に必要書類を添えて国に認定を申請する必要があります。国に対して計画の認定申請を行うにあたり、計画の策定について地域公共交通会議にて協議を調える必要があるため、記載内容について同意をいただくものです。本市の乗合タクシー7系統について継続して補助対象系統として申請します。また、国からの指摘事項への対応は事務局へご一任ください。

※一般には幹線（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバスや乗合タクシーなどを指しますが、狭義では、「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等を示します。

<関係資料>

- 資料1-1 補助制度説明資料（認定申請について、事業ポンチ絵）
- 資料1-2 認定申請書、地域公共交通計画別紙、添付資料（表1、表5）

【協議事項1】地域内フィーダー系統の認定申請について

1. 地域公共交通計画との関係性

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合は、地域公共交通計画に必要事項を記載する必要がある。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

※次頁参照(国土交通省公表資料)

3. 補助対象者

八代市地域公共交通会議

※補助金は、八代地域公共交通会議の口座に一旦入り、その全額を八代市へ納入。

4. 補助対象となる系統

- 産島線 ■東町線 ■平和町線(右廻り)
- 平和町線(左廻り) ■日奈久～坂本線 ■鏡町線
- 高田線

5. 主な補助要件

地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載されていることを前提として

- ①補助対象地域間幹線バス系統(複数の市町村をまたがる系統(H13.3.31時点))を補完するものであること又は過疎

地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること。

- ②補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること。
- ③新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること。
- ④乗車人員が2人/1回以上であること。(路線定期運行のみ)
- ⑤経常赤字が見込まれること。

※産島線、東町線、平和町線、高田線は、補助対象地域間幹線バス系統である田浦線へ接続している。

日奈久～坂本線、鏡町線は、交通不便地域を運行している。

6. 補助率

補助対象経費の2分の1

※補助対象経費:補助対象経常費用と経常収益の差額

7. 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

R4.6	R5 計画認定申請
R4.9	R5 計画認定
R4.10～R5.9	R5 事業実施
R4.11	R4 補助金交付申請
R5.2	R4 補助金交付決定
R5.4	R4 補助金交付

地域公共交通確保維持事業 陸上交通：地域内フィーダー系統補助



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
 - 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ※ 令和6年度まではバス事業者も対象



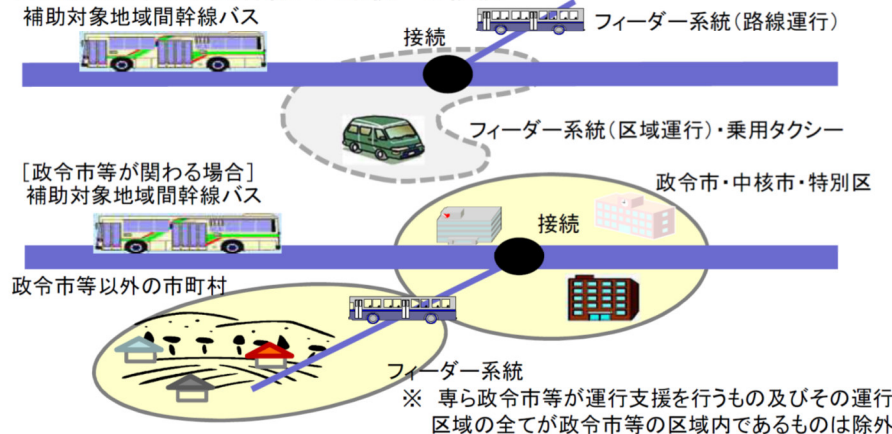
<補助対象経費算定方法>

経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用 × 系統毎の実車走行キロの実績)
-
経常収益
(系統毎の運送収入、運送雑収及び営業外収益の実績)

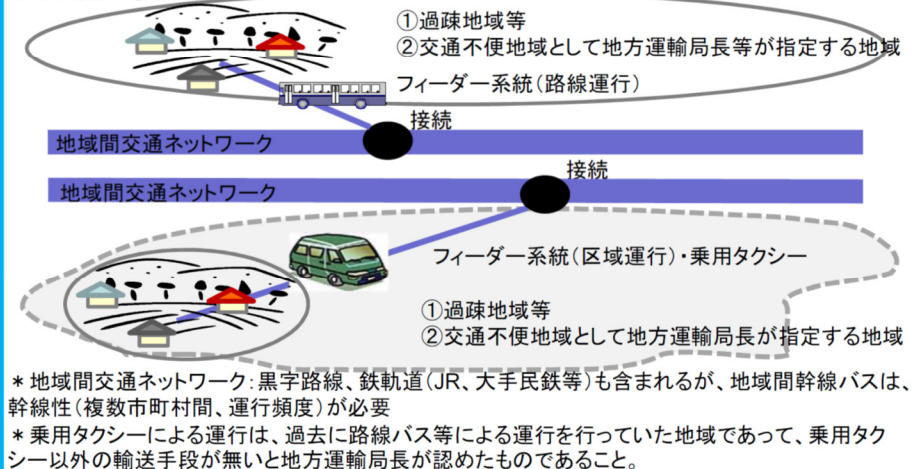
- 補助率
1/2
- 主な補助要件
都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家用有償旅客運送者による運行であること
(※)過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。
・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・乗車人員が2人/1回以上であること
(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)
・経常赤字であること

補助対象システムのイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



様式第1-1 (日本産業規格A列4番)

別紙

八 公 交 第 ● ● 号
令和4年●●月●●日

令和4年●●月●●日

(名称) 八代市地域公共交通会議

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八代市地域公共交通会議
住 所 熊本県八代市松江城町1-25
代表者氏名 会長 福島 誠治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八代市は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点形成港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。

市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。

このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要なものとして機能している。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、さらにコロナ禍により、本市の公共交通機関の利用者は減少し、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生している。

申請する7系統は、路線再編により廃止となった路線バス4系統（東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部）から乗合タクシーへ移行した系統、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた地域を運行する系統及び利用状況等を勘案し路線定期運行から区域運行へと運行形態を変更した系統である。

今後も買い物や通院、通学など日常生活の様々な外出時の移動手段として、地域内や地域間を移動しやすい公共交通ネットワークを維持するという観点から地域公共交通確保維持事業を活用する必要性は高い。

交通不便地域等の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持するためにも地域公共交通確保維持事業を活用し当該7系統を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

八代市地域公共交通再編実施計画により路線バスから乗合タクシーへ移行した5系統は、系統毎の輸送人員の目標値とする。

令和2年10月より運行を開始した鏡町線及び令和4年4月より運行を開始した高田線については当面稼働率^(注1)を目標値とする。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

	(現況値)	(R5年度)	(R6年度)	(R7年度)
【東町線】	1,133人/年	1,133人/年	1,133人/年	1,133人/年
【産島線】	2,140人/年	2,140人/年	2,140人/年	2,140人/年
【平和町線】	4,967人/年	4,967人/年	4,967人/年	4,967人/年
【日奈久～坂本線】	1,778人/年	1,778人/年	1,778人/年	1,778人/年
【鏡町線】	19.7%	40%/年	50%/年	50%/年
【高田線】	21.8%	30%/年	40%/年	50%/年

※現況値は 令和2年10月～令和3年9月の実績値（平和町線は右廻り左廻りの合計）
高田線のみ 令和4年4月～令和4年5月の実績値

令和5年度以降の輸送人員の目標値については、沿線の人口減少、コロナ禍による利用者の出控え及び事業実施主体の利用促進策が実施困難なものがあること等を踏まえ、現状維持を目標とする。

鏡町線においては、令和6年度までに稼働率を50%とすることを目標とする。
高田線においては、令和7年度までに稼働率を50%とすることを目標とする。
(注1) 稼働率：設定されている便数に対する、予約があって実際に運行された便数の割合

(2) 事業の効果

2. (1) の7系統を維持することにより、集落の高齢者及び、小学校のスクールバス代わりに利用する児童等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○利便性向上に向けた運行サービスの見直し
①運行ルートの見直し②運行便数・ダイヤの見直し③市民等からの意見収集
(市、交通事業者、市民)

○情報提供の充実
①公共交通マップ、総合時刻表の継続的な改訂②乗継情報の充実(市、交通事業者)

○利用促進
①利用促進イベントの開催②モビリティ・マネジメントの実施③出前講座の実施
(市、交通事業者)
※地域公共交通計画の該当箇所を抜粋した資料を添付

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、八代市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・毎月運行実績報告において利用者数・稼働率の集計
- ・利用者アンケート
- ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額についての精査

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成21年5月12日（平成21年度第1回）協議会設立
- ・令和2年7月1日（令和2年度第1回）生活交通確保維持改善計画の認定申請について協議が調う
- ・令和2年9月11日（令和2年度第3回）文書協議
生活交通確保維持改善計画の変更について協議が調う
- ・令和3年5月20日（令和3年度第1回）文書協議
生活交通確保維持改善計画（地域公共交通計画）の認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う
- ・令和4年1月24日（令和3年度第3回）
平和町線の見直し及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議が調う
- ・令和4年3月16日（令和3年度第4回）文書協議
地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更（高田線の追加）について協議が調う
- ・令和4年6月24日（令和4年度第1回）
地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請及び鏡町線の見直しについて協議

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通会議のメンバーとして八代市校長会、市民団体及び住民の代表者に参画いただき、広く意見を募っている。
- ・市民を対象とした郵送によるアンケート調査を実施した。
- ・八代市MM推進事業として、市内の高等学校、企業、市外からの転入者、バス路線から乗合タクシーへ移行する地区の周辺住民を対象とした調査を実施した。
その結果、東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線に関する公共交通の存続や、病院や商店、鉄道駅との接続に関する意見等が多かったため、それらを反映した交通網を維持することとしている。
- ・タクシー事業者が撤退した鏡町において、その代替となる交通手段の確保について要望があり、全世帯へのアンケート調査を実施し、その結果及び町内各地区の意見を反映した新規路線を導入した。
- ・令和2年10月地域公共交通会議における協議を経て、地域公共交通計画を策定した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県八代市松江城町 1-25
(所 属) 八代市総務企画部企画政策課
(氏 名) 平 秋真
(電 話) 0965-33-4104
(e-mail) syu-hzw@city.yatsushiro.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八代市	(有)神園交通	(1) 東町線		東町地区 古麓地区			286日	800.0回		区域運行	①	八代駅で補助対象 地域間幹線系統田 浦線と接続	③
	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 郡築地区			337日	1415.0回		区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線(右回り)	ゆめタ ウン八 代	弥次分校 前	ゆめタ ウン八 代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回		路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線(左回り)	ゆめタ ウン八 代	南平和町	ゆめタ ウン八 代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回		路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区			348日	1,183.0回		区域運行	②(2)	日奈久温泉駅で地域間 交通ネットワーク肥薩お れんじ鉄道と接続	③
	(株)八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区			251日	501.0回		区域運行	②(2)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	③
	(有)神園交通	(7) 高田線		高田地区 麦島地区			146日	292.0回		区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八代市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	68,475
交通不便地域等	20,860

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
20,288	坂本町、鏡町、東陽町、泉町	過疎法第3条
365	二見下大野町	局長指定
207	二見野田崎町	局長指定

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
八代市地域公共交通計画	令和2年10月1日	令和3年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)